平成２２年（フ）第２２１号
佐賀県伊万里市黒川町大黒川1495番地９
破産者　江里口隆二
１　決定年月日　平成23年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２２４号
佐賀県武雄市朝日町大字中野6495番地７
破産者　大仲　征二
１　決定年月日　平成23年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第９９号
秋田県大館市釈迦内字台野道上９番地２10―31号、前住所秋田県大館市釈迦内字稲荷山下38番地２
破産者　メガネのシャリオこと　菅原　章伊
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１１９号
秋田県大館市比内町扇田字中扇田21番地４
破産者　佐藤　アヤ
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第９３３号
熊本市清水万石３丁目１番13号
破産者　蟹江　綾子
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１７８０号
仙台市青葉区水の森１丁目７番55号
破産者　依田　榮司
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
宮城県石巻市清水町１丁目５番18―602号、前住所宮城県石巻市中央１丁目１番15号
破産者　吉岡　雄二
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６４３号
茨城県ひたちなか市和田町２丁目６番18号
破産者　川崎　　進
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８３３号
茨城県ひたちなか市大字三反田3326番地　県営三反田アパート６―２―６
破産者　園山すみ子
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１０１号
茨城県北相馬郡利根町早尾200―111　大熊方、住民票上の住所茨城県取手市台宿２丁目30番28号
破産者　後藤　伸一
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
茨城県稲敷市犬塚1617番地153、住民票上の住所秋田県大館市早口字赤坂下31番地２
破産者　釜谷　一則
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
栃木県足利市通２丁目2658番地
破産者　林　　義貴
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第４３８号
埼玉県春日部市花積217番地１　ルネ春日部９―202
破産者　野村　和也
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４４１号
埼玉県吉川市きよみ野１丁目10番地13
破産者　小高　寛治
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６１９号
埼玉県草加市栄町３丁目４番24―511号
破産者　益子　宏章
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６８４号
埼玉県越谷市蒲生茜町９番地18
破産者　沓掛　治良
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９号
埼玉県熊谷市上之1771番地　メゾン原口201
破産者　神農　和男
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１号
埼玉県秩父市大野原2327番地３　こぶし団地403号
破産者　小野寺洋子（旧姓堀込）
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第６９１号
相模原市中央区上溝4621番地５
破産者　本多　八起
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部